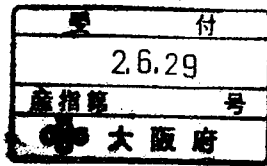


産業廃棄物処理計画書

令和2年6月30日

大阪府知事 殿

6/29



提出者

住 所大阪府堺市堺区戎島町3-22-1

氏 名住友林業(株) 住宅・建築事業本部 大阪南支店

大阪南支店長 中出 大介

電話番号 072-221-7711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友林業株式会社 大阪南支店
事業場の所在地	大阪府堺市堺区戎島町3-22-1
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	売上高 1,104,094 百万円(2020/3期)
③従業員数	全社5551名 大阪南支店(66名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 廃プラ・繊維くず・金属くず・石膏ボード・木くず(新築) → 中間処理業者に委託し、選別後それぞれ再生業者にて再資源化。</li> <li>■ ガラス・陶磁器くず・石膏ボード(解体一部)・がれき類 → 中間処理業者に委託し、選別後最終処分業者にて埋立処分。</li> <li>■ 木くず・コンクリート(解体) → 再生業者に委託し、それぞれ再生業者にて再資源化。</li> </ul>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体開図)	
別紙のとおり	前年度(令和元年度)実績
	産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 紙くず 排出量 57,542 t 0.88 t (これまでに実施した取組) ・ 部材のフレグット取組 ・ 現場搬入部材の最小化 (Cab積算数値の削減) ・ 部材のリユースの実施 (解体系) ・ 分別解体の実施 ・ 木くずリサイクルの構築
①現状	【目標】現システムの変更を図る 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 紙くず 排出量 51 t 0.79 t (今後実施する予定の取組) ・ 本素材以外のフレグットの取組 (例: びびり、石膏ボード等) ・ 部材のフレグット取組 ・ 現場搬入部材の最小化 ・ リユース促進 ・ 現場搬入部材最小化チャックの実施
②計画	
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 石膏ボード、金風くず、その他の可燃物の7分別の実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 工務店及びびびり事務所の作業者への教育指導及び安全取組パトロールでの実施状況把握

水くず	紙くず	金属くず	繊維くず	石膏ボード	がれき類	コンクリート破片	777材・コパレ破片	建設混合廃棄物	石膏含有産業廃棄物(既石類)
760.469 t	41.311 t	8.28 t	60.355 t	110.683 t	288.031 t	480.832 t	2.29 t	290.089 t	31.141 t

水くず	紙くず	金属くず	繊維くず	石膏ボード	がれき類	コンクリート破片	777材・コパレ破片	建設混合廃棄物	石膏含有産業廃棄物
684 t	37 t	7.4 t	54 t	99 t	259 t	432 t	2 t	261 t	28 t

1915,19  
2





②計画	【目標】徹底した分別と品目別回収によるリサイクル率の向上		木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	がれき類	コンクリート破片	7/7材・コケル・破片	緑地混合廃棄物	石類含有産業廃棄物	
	産廃廃物の種類	廃プラスチック類											
	全処理委託費	51 t	0.79 t	684 t	7.4 t	37 t	54 t	99 t	259 t	432 t	2 t	261 t	28 t
	優良形定処理業者への処理委託費	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利業者への処理委託費	50.2 t	0.29 t	682 t	9 t	36.9 t	53.3 t	99 t	124 t	432 t	2 t	18.2 t	t
	再生熱回費業者への処理委託費	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	転売品買取業者以外への処理委託費	0.8 t	0.5 t	2 t	t	0.1 t	0 t	t	t	t	t	164.5 t	t

(今後実施する予定の取組)

- ・毎年2回の計画進捗調査による適正処理の確認
- ・木くずの指定・認定プラップ工場への搬入によるリサイクル率推進

※事務処理欄

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

管理体制図

